

令和8年度埼玉県産農産物市場実態等調査業務委託

仕 様 書

- この仕様書は、企画提案書作成用である。
- 企画提案競技後、埼玉県は契約先候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約先候補者の企画提案内容に合わせて修正の上、契約を締結する。

第1 委託業務名

令和8年度埼玉県産農産物市場実態等調査業務委託

第2 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

第3 業務の目的

(1) 現状

埼玉県では、恵まれた自然条件や大消費地である首都圏に位置する「地の利」を生かし、野菜、米、畜産、花き、果樹、茶など多彩な農林水産業が営まれている。これまで本県では、県産農産物の総合的なブランド化を推進するため、「ブランド推進品目」として50品目(89産地)を指定し、様々なPR活動を展開してきた。本県には産出額上位の農産物が複数ある一方で、県政サポーターアンケートによる県産農産物の認知度調査(令和7年11月実施)では、認知度が50%を超えている農産物は4品目にとどまっている。〔「深谷ねぎ」95.1%、米「彩のかがやき」69.7%、狭山茶69.6%「あまりん」69.4%〕

URL: <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0902/burando/supporter283.html>

本県は、近年いちご単品目の集中的なプロモーション施策を実施し、魅力向上、誘客促進に向けた取組を展開している。単品目の集中的なプロモーションによる効果は総合的なブランド化推進よりも施策効果を発揮しやすいため、今後は重点品目を設定し、集中的なプロモーションを実施する形で事業展開を検討している。一方、重点品目の流通実態や競合産地の流通・販売情報などの基礎情報が不足しており、本県の強みとなる事柄について、正確に整理・分析ができていない。重点品目のプロモーションに当たっては、それら基礎情報を収集したうえで戦略を検討することが重要である。

(2) 本業務の狙い

本業務は、県産農産物全体を対象とした従来の総合的なブランド化施策から、重点的に

ブランド化に取り組む品目への選択と集中を図るため、その具体的な推進に必要な基礎情報を整理することを目的とする。

具体的には、3品目（梨・ぶどう・小玉すいか）の流通実態、他産地との競合状況等を把握・分析し、その後の販売促進およびプロモーション施策の立案・実施に活用可能な情報を整理することで、県産農産物の収益性向上および生産者所得の向上に資する施策展開につなげることを狙いとする。

（3）目指す方向性

埼玉県の間となるような農産物を複数ブランディングできていない現状であるため、重点品目を選定、集中的なプロモーションを実施し、埼玉を代表する農産物を育成する。一方で、育成に必要な基本的情報となる、流通、販売面での情報が不足していることが課題であるため、本事業においては、情報を幅広く収集し、今後販売戦略の構築、プロモーション施策の展開ができるような調査分析を行う。

本県の現状分析だけでなく、競合他産地の現状分析・将来予測も行い、本県農産物が目指すべき姿の構築や戦略検討の基礎資料とする。

第4 概要

- ・ 本業務の対象とする重点品目については、以下の観点を踏まえて総合的に選定した。

＜重点品目選定の考え方＞

区分	内容
代表性	・ 県産農産物の産出額で上位を占めるなど、埼玉県を代表する農産物といえる品目であること。
差別性	・ 「埼玉県」ならではの品目として、特色がある、又は特色を見出し得る品目であること。
広域性	・ 県域、広域又は複数地域で栽培され、又は普及する見込みがあり、事業の波及効果が生じる、又は生じる見込みがある品目であること。
積極性	・ 当該品目の産地・生産者団体等が存在しており、かつ、当該産地等がブランド化を積極的に推進する意欲がある品目であること。
成長可能性	・ 生産拡大、消費志向・販売戦略等の観点から、今後成長する可能性がある品目であること。

＜本業務の対象とする重点品目＞

①梨

- ・ 埼玉県の梨生産は、栽培面積は約310ha（全国9位／農林水産省：令和6年産果樹生産出荷統計）、産出額は24億円（全国11位／農林水産省：令和5年生産農業所得統計）と

なっている。県内の果樹産出額のうち、梨は半分を占めており、本県果樹の主力品目として、県東部や北部を中心に県内各地で生産されている。

- ・ 品種構成としては、幸水（184.3ha／約55%）、豊水（65.2ha／約19%）、彩玉（50ha／約15%）、新高（17ha／約5%）、あきづき（14ha／約4%）、新興（6.3ha／約2%）などとなっている（農林水産省：令和4年産特産果樹生産動態等調査）。

- ・ 「彩玉」は、埼玉県農林総合研究センター 園芸研究所（現 農業技術研究センター 久喜試験場）で開発したオリジナル品種であり、平成17年2月7日に品種登録された。

同品種の開発当時、県内では「幸水」の栽培が多く割合を占めており、収穫などの管理作業が集中するといった課題があった。また、埼玉県は首都圏に位置し、人口700万人（当時）を抱える大消費地であり、梨の販売について、従来の系統出荷体制から、「地の利」を生かした直売の比率が年々増加していた。

そこで、従来の品種とは熟期が異なり、かつ、直売にも適した特徴ある品種への生産者ニーズの高まりに応えるため、新品种の育種に着手し、埼玉県としては初めてとなるニホンナシ新品种として誕生したのが「彩玉」である。

- ・ 「彩玉」は、平均果重550～600gと大玉であり、果肉は軟らかく、シャリ感がある。糖度が高く、酸味が少ないため、ジューシーでみずみずしい甘さが特徴である。また、埼玉県の生産者のみが栽培できる。
- ・ 「彩玉」については、埼玉県果実連合会により、品質や形状、糖度等を基に審査を行う「彩玉なし共進会」を例年開催しており、生産技術や品質向上等に取り組んでいる。
- ・ （一社）日本野菜ソムリエ協会が開催した「第2回全国梨選手権」（令和5年9月6日開催）では、県内生産者が出品した「豊水」が最高金賞を受賞し、「彩玉」も入賞を受賞した。

「第3回全国梨選手権」（令和6年9月11日開催）では、「彩玉」が最高金賞を受賞した。入賞以上の上位16品中、7品を埼玉県の生産者が受賞し、埼玉県が最多の受賞を記録した。

「第4回全国梨選手権」（令和7年9月3日開催）では、「彩玉」が金賞・銅賞を受賞するとともに、入賞以上の上位13品中、6品を埼玉県の生産者が受賞し、埼玉県が3年連続で最多受賞を記録するなど、埼玉県産梨の美味しさが高く評価されている。

- ・ 「幸水」は、全国のニホンナシ生産のうち約4割（農林水産省：令和4年産特産果樹生産動態等調査）を占める主要品種であり、全国各地で生産されている。

「日本の品種はすごい うまい植物をめぐる物語」（中公新書 竹下 大学著）によると、当初、黒星病に弱いことや収穫量が劣ること等から、「幸水」は普及が進まなかった。しかし、早生の品種に活路を見出した埼玉県の農業試験場・生産者の試行錯誤により、栽培方法の確立がなされ、全国に広まったとされている。

<選定の考え方との対応関係>

区 分	内 容
代表性	・ 本県果樹の主力品目であり、埼玉県を代表する品目である。
差別性	・ 埼玉県オリジナル品種として「彩玉」があり、県内のみで栽培されている。 ・ 「彩玉」ほか県産の梨は、日本野菜ソムリエ協会主催の「全国梨選手権」でも最高金賞他を受賞しており、美味しさで高い評価を受けている。
広域性	・ 県内各地で栽培されていることから、事業の波及効果が広い。
積極性	・ 埼玉県果実連合会（事務局：JA 全農さいたま）により出荷・販売対策の検討を行うなど、産地が意欲的に活動している。
成長可能性	・ 埼玉県のいちごや梨が全国的なコンテストで最高金賞他を受賞するなど、美味しさで高い評価を受けており、「埼玉県のフルーツ」に注目が集まっている。 ・ 生産者の高齢化等により、作付面積の減少傾向が続いている。

②ぶどう

- ・ 埼玉県のぶどう生産は、結果樹面積は 130ha（全国 20 位／農林水産省：令和 6 年産果樹生産出荷統計）、収穫量は 1,150 t（全国 19 位／農林水産省：令和 6 年産果樹生産出荷統計）、産出額は 14 億円（全国 23 位／農林水産省：令和 5 年生産農業所得統計）となっており、全国的にみても大規模な生産は行われていない。
- ・ 県内では、県中央部や南西部、秩父地域を中心に県内各地で生産されている。
- ・ 品種構成としては、巨峰（70.5ha／約 49%）、シャインマスカット（30.1ha／約 21%）、藤稔（8.2ha／約 6%）、ピオーネ（7.1ha／約 5%）、ヒムロッド（6.6ha／約 5%）、ちちぶ山ルビー（5.7ha／約 4%）などとなっている。
- ・ 「ちちぶ山ルビー」は、秩父ぶどう組合連絡協議会の会員のみが栽培でき、秩父地域のぶどう園だけで栽培されている品種である。甘く、楕円形で美しい鮮紅色の粒と、種も無く皮ごと食べられることが特徴である。
- ・ 現状、系統出荷はほぼ行われていない。大消費地である首都圏に位置する「地の利」を生かし、直売が主体となっているほか、秩父地域では観光農園の主力品目となっている。
※ 令和 7 年度においては、東京都中央卸売市場での取引実績もない（東京都中央卸売市場 市場統計情報（年報））。
- ・ 県内のぶどう生産者により「彩の国ぶどう倶楽部」が組織されており、栽培技術の向上に係る研修等を継続的に実施している。

<選定の考え方との対応関係>

区 分	内 容
代表性	・産出額では上位にはなく、埼玉県を代表する品目とはなっていない。
差別性	・「ちちぶ山ルビー」以外は県独自の品種はなく、巨峰やシャインマスカットなど多品種が栽培されている（栽培品種の差別性はあまりない）。 ・系統出荷がほぼ行われておらず、大消費地である首都圏に位置する「地の利」を生かし、直売や観光もぎ取りが主体となっている。また、秩父地域では観光農園の主力品目となっている。
広域性	・県内各地で栽培されていることから、事業の波及効果が広い。
積極性	・県内のぶどう生産者により「彩の国ぶどう倶楽部」が組織されており、栽培技術の向上に係る研修等を継続的に実施している。
成長可能性	・埼玉県のいちごや梨が全国的なコンテストで最高金賞他を受賞するなど、美味しさで高い評価を受けており、「埼玉県のフルーツ」に注目が集まっている。

③小玉すいか

- ・ 埼玉県のすいか生産は、公的統計（農林水産省：令和6年産野菜生産出荷統計）でも作付面積及び収穫量は確認ができない。産出額は2億円（全国32位／農林水産省：令和5年生産農業所得統計）となっており、全国的にみてもまだ規模は小さい。
- ・ 昭和の時代には、県の北部地域において大玉すいかの栽培がされていた。しかし、大玉すいかの生産は重労働となること等の要因から、作付面積は減少していった。
- ・ 県内では、小川町ほかの中山間地域において、令和3年から小玉すいかが導入されており、直売出荷だけでなく、令和4年から市場出荷も始まっている。
また、県南部（北本市）や県北部（深谷市）においても導入が始まっており、徐々に広がりを見せている。品種は「ピノ・ガールTM」を中心に栽培がされていると思われる。
- ・ 栽培方法としては、地這い栽培ではなく、空中栽培を行っている地域もある。空中栽培は、作業負担が軽減されるだけでなく、果実品質が安定しやすいこと、ほ場の面積が小さくても栽培が可能であることなどの利点がある。
- ・ 小玉すいかは、冷蔵庫にも無理なく入れることができ、単身世帯など少人数でも食べられることから、ライフスタイルの変化とともにニーズの高まりが期待できる。
- ・ 現状では、導入されてから数年の産地がほとんどであり、生産者数も少なく、地域間の連携なども十分行われていないものと予想される。
- ・ 小玉すいかは他の野菜と比べても単価が高いことから、品質の高い生産を行うことができれば、夏場の換金作物として広がりが期待できる。
また、埼玉県は大消費地である首都圏に位置することから、立地優位性を生かし、直売・市場出荷の双方で広がりが期待できる品目である。

<選定の考え方との対応関係>

区 分	内 容
代表性	・ 導入が始まりつつある品目であり、埼玉県を代表する品目ではない。
差別性	・ 県内の一部地域では、地這い栽培ではなく、空中栽培により生産されている。
広域性	・ 複数の地域で徐々に栽培が広がっている。
積極性	・ 県内市場からのニーズがあり、JA 全農さいたまも推進に意欲的である。
成長可能性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県のいちごや梨が全国的なコンテストで最高金賞他を受賞するなど、美味しさで高い評価を受けており、「埼玉県のフルーツ」に注目が集まっている。 ・ ライフスタイルの変化とともに、品目としてのニーズの高まりが期待できる。 ・ 産地形成に向けた動きがあることに加えて、直売・市場出荷の双方で広がりが期待できる。

第5 業務内容

重点品目「梨」「ぶどう」「小玉すいか」それぞれについて以下の内容を実施すること。

(1) 産地の現状・意向把握

- ・ 対象産地における生産および販売の状況、直面している課題の認識、ならびに将来的な方向性や意向等について、関係者からの情報収集を通じて把握すること。それぞれ、短期、中長期的な視点から情報収集、把握を行うこと。
- ・ 情報の把握にあたっては、産地を構成する生産者や関係団体等から得られる情報を幅広く整理し、現状の「実態」と「意識」の双方が確認できるよう留意する。
- ・ 収集した情報については、今後の検討に資する基礎資料として活用できるよう、品目ごとにまとめ、状況が理解できる形式で取りまとめること。

【提案を求める内容】 品目ごとの具体的な調査手法

(2) 流通構造および取引状況の把握

- ・ 出荷経路、販売先区分、出荷量、販売時期、価格帯等の現状について、既存資料および関係者から得られる情報をもとに品目ごとに整理すること。
- ・ 市場出荷されていない産地においては、観光直売経営における販売先区分、販売時期、価格帯等の情報を整理すること。
- ・ 整理にあたっては、流通構造の全体像が把握できるよう配慮し、流通構造の全体像が俯瞰的に理解できる形で取りまとめること。

【提案を求める内容】 品目ごとの流通構造の把握方法

(3) 競合産地調査

- ・ 品目ごとに競合となる他産地の動向を把握し、埼玉県産との比較を通じて位置づけおよび特徴が整理できるよう取りまとめること。
- ・ 整理にあたっては、共通点および相違点が理解できるように取りまとめ、埼玉県の強みとなる点を見出すこと。
- ・ 梨については、「彩玉」および新品種の出荷時期となる7月下旬から9月上旬に競合となる産地、品種について特に詳細な調査を行うこと。
- ・ ぶどうについては、関東近県産地の主な品種ごとの販売区分、販売時期、販売単価について詳細な調査、比較を行うこと。
- ・ 小玉すいかについては、首都圏で販売されている産地の品種構成、販売時期、販売単価について特に詳細な調査を行うこと。

【提案を求める内容】品目ごとの具体的な調査手法と比較の観点

(4) 販売戦略検討およびプロモーション施策に活用可能な情報整理

- ・ 調査で得られた情報は、対象品目の特徴を踏まえて総合的に整理すること。
- ・ 情報の整理に留まらず、戦略検討、プロモーション施策に活用可能な形でまとめること。
- ・ 情報の関連性や位置づけが理解しやすいような構成に配慮して取りまとめること。

【提案を求める内容】品目ごとの具体的な情報整理手法と内容

(5) 自由提案

- ・ 本事業の目的を達成するため、予算の範囲内で上記に含まれない調査や提案事項がある場合は、積極的に提案すること。

第6 成果物の納品

- ・ 本業務の成果物は次のとおりとし、詳細は本県と協議の上決定すること。
- ・ 報告書の作成にあたっては、単に情報の整理に留まらず、量的・質的な分析も合わせて実施し、調査結果の考察を行った上で作成すること。また、品目ごとに業務の結果がわかる形で作成すること。

(1) 成果物

- ・ 業務完了報告書
- ・ 第5(1)～(4)で実施した調査データ
- ・ 議事録
- ・ その他本業務において取得、作成したもののうち、本県が指示するもの

(2) 納品場所

本県が指定する方法（ファイル送受信システムなど）により、電子データ（PDF ほか

Word、Excel、PowerPoint など編集可能なファイルも含む) で提出すること。

第7 その他共通項目

- ・ 本業務の実施に当たっては、具体的な調査先、調査項目、調査手法等について、企画提案の内容を踏まえて、契約締結後に本県の下承を得た上で実施すること。
- ・ 受託者は、本業務の履行に当たって、本県と協議の上で、調査の実施状況について、定期又は随時報告を行うこととする。
- ・ 本業務において、受託者が作成又は取得したデータや資料、分析結果等については、本県が別途発注する事業の基礎資料として活用することを予定している。このため、受託者は、本業務の履行期間中であっても、本県が必要と認めるデータ等について、随時本県に提供することとする。
また、当該データ等については、本県が認める事業者や関係団体等と共有する必要があるため、あらかじめ下承すること。なお、提供するデータ等の内容や範囲、提供時期等については、本県と協議の上で決定することとする。
- ・ 本県において、関係団体等に対して、事業実施に係る申請や届出等を行う必要がある場合は、書類の作成などに必要な協力を行うこと。
- ・ 本事業の実施に起因してトラブル等が発生した場合、適宜本県と情報共有等を行い、受託者は誠意をもって、当該トラブル等の解決に向けて必要な対応を行うこと。
- ・ 本業務の確執な実施に向け、綿密な打合せを行うこと。また、打合せ後は、本県の指示に基づき議事要旨を作成・提出すること。
- ・ 本業務に関わる責任者及び担当者は、本業務の趣旨や内容を十分に理解し、業務遂行に必要な知識と経験を有する人員を配置すること。また、業務の準備・実施に必要な人員を確保・配置すること。
- ・ 実施内容の詳細については、提案内容を基本にしつつ、本県の意向を踏まえ協議・調整を行った上で決定するものとする。また、本業務の遂行に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容、疑義が生じた場合等については、本県と協議の上で取扱いを決定することとする。

第8 成果物に関する権利の帰属等

- ・ 本件受託において、著作者等知的財産の取扱いには十分注意すること。
- ・ 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属する。また、受託者は、本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する著作者人格権を行使しないものとする。
- ・ 本業務の履行に際して、映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続や

使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

- 受託者は、本業務で制作する著作物が第三者の著作権、プライバシー権、名誉権、パブリシティ権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証すること。万一、著作物に関して、第三者から権利の主張、異議、苦情、対価の請求、損害賠償の請求等がなされた場合、受託者は自らの責任と費用負担においてこれを処理解決するものとし、本県に一切の迷惑損害を及ぼさないものとする。